

公益財団法人修徳会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人修徳会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良市登大路町5番地におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、奈良県内に在住する生徒及びこの法人から奨学金を受領した高等学校奨学生であった学生の奨学援護及び学術振興を図るために助成並びに文化財の保存顕彰の援助による精神文化の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 有能な生徒及び学生に対する奨学資金の給付
- (2) 学術及び研究に対する助成
- (3) 展覧会、講演会、研究会、演奏会等の開催
- (4) 重要美術資料及び学術資料の出版及び普及活動
- (5) 大和を中心とする文化財の研究、保護及び顕彰
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人の設立当初に相野修徳から受けた寄附を原資とする財産
- (2) 資産から生じる果実
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として別表で記載したとおりのものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 寄附金であって寄附者の指定があるものは、その指示に従う。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを消費しまたは担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において議決に加わることのできる理事の三分の2以上の決議を経て、かつ、評議員会の決議を経た後、その一部に限り処分し又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、基本財産の運用益等をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更した場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決に加わることのできる理事の三分の2以上の決議を経て、かつ、評議員会の決議を受けなければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた後、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第45条第8号の書類に記載するものとする。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第15条 この法人に、評議員7名以上10名以下をおく。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第18条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員に費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

（構成）

- 第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第20条 評議員会は、次の事項について決議する。
- （1）理事及び監事の選任または解任
 - （2）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - （3）定款の変更
 - （4）残余財産の処分
 - （5）基本財産の処分又は担保提供
 - （6）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 24 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 残余財産の処分
- (4) 基本財産の処分又は担保提供
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 29 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 25 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 26 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会へ報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第 27 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した評議員の 1 名以上及び理事 1 名以上が、記名押印の上これを保存する。

(運営)

第 28 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会で定める。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 29 条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 7 名以上 10 名以下
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事の 1 名を理事長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第 30 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 31 条 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 専務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 32 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 33 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評

議員会終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 29 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 34 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (2) 職務上の義務違反し、または職務を怠ったとき。
- 2 前項の場合、評議員会において決議の前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第 35 条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事に、費用を弁償することができる。

第 7 章 理 事 会

(構成)

第 36 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、各理事及び各監事に対し会議の目的である事項、その内容、日時及び場所を示してあらかじめ文書をもって理事会開催日の 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 41 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 31 条第 4 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、当該理事会に出席した理事長及び監事が記名押印の上、これを保存する。

第 8 章 事務局

(設置)

第 44 条 この法人の事務を処理するために、事務局をおく。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 45 条 この法人の事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (5) 財産目録
- (6) 理事、監事及び評議員の名簿

- (7) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
- (8) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (9) 貸借対照表及びその附属明細書
- (10) 損益計算書及びその附属明細書
- (11) 事業報告及びその附属明細書
- (12) 監査報告
- (13) その他法令で定める書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって、変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条についても適用する。

(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第49条 この法人の清算に伴う残余財産は、理事会において議決に加わることのできる理事の三分の2以上の決議を経て、かつ、評議員会において議決に加わることのできる評議員の三分の2以上の決議を経た後、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第14条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

天根俊治、今治安次、竹村 隆、辰巳文一、中尾勝二、中山早保、姫野忠弘
- 4 この法人の最初の代表理事（理事長）は、中村嘉男、業務執行理事（専務理事）は、今治賀洋子とする。

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第6条関連）

財産種別	物量等	
有価証券	欧洲投資銀行債	460,000 豪ドル
〃	世界銀行債	423,000 NZドル
〃	マッコーリー銀行債	200,000 豪ドル

附 則

この定款は、平成30年6月30日一部改訂